

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第93号

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市梅小路公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表店舗（緑の館内に存するものを除く。）の項中「午前9時から午後6時まで」を「午前11時から午後5時まで」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)